

転換可能金融商品および 自己の持分の契約の会計処理

目次:

転換可能金融商品.....	2
自己の持分の契約.....	7
1株当たり利益.....	10
ASU2020-06で要求されている開示 ...	12
ASU2020-06の発効日および経過措置	14

要点

負債と資本の両方の特徴を有する(転換社債などの)金融商品は、一定のリターン・プロファイルを求める投資家から資金を調達するために、企業が一般的に発行する商品です。財務諸表の作成者および利用者は、長い間、これらの金融商品の会計モデルは、複雑かつルールベースであり、類似の経済性を有する金融商品が異なる会計処理または財務報告の結果となる可能性があるとして指摘してきました。

米国財務会計基準審議会(FASB)は、最近、負債と資本の特徴を有する特定の金融商品の会計処理を簡素化するガイダンスを公表しました。FASBは、転換可能負債証券および転換可能優先株式の会計モデルの数を減らすとともに、利用者に提供する情報を改善するため特定の開示についての修正を行いました。さらに、FASBは、「自己の株式」の適用除外に関するデリバティブのガイダンスおよび希薄化後1株当たり利益(EPS)に関する特定のガイダンスを修正しました。

2020年8月5日、FASBは[会計基準アップデート\(ASU\) No.2020-06「負債—転換およびその他のオプションを有する負債証券\(Debt with Conversion and Other Option\) \(Subtopic 470-20\)」および「デリバティブ及びヘッジ—企業自身の持分の契約\(Derivatives and Hedging—Contracts in Entity's Own Equity\) \(Subtopic 815-40\)」](#)を公表しました。このASUの修正は、転換可能金融商品および/または企業自身の持分を参照する契約ならびに潜在的に企業自身の持分で決済される契約を発行する企業に影響を与えます。

新しいASUは、転換可能な金融商品に関する有益な転換(beneficial conversion)および現金転換(cash conversion)の会計モデルを廃止しています。また、特定の決済条項が付されているために現在デリバティブとして会計処理されている、企業自身の持分の特定の契約の会計処理を修正しています。さらに、新しいガイダンスは、現金または株式で決済される可能性のある特定の転換可能金融商品および契約が希薄化後EPSの計算にどのような影響を与えるかについても修正しています。

ASUの修正は、SECが定義する小規模報告企業としての要件を満たす企業を除く、SEC提出企業の定義を満たす公開事業会社(public business entities)について、2021年12月15日より後に開始する事業年度および当該年度に含まれる期中報告期間より適用されます。その他のすべての企業については、当該修正は、2023年12月15日より後に開始する事業年度および当該年度に含まれる期中報告期間より適用されます。早期適用は認められますが、2020年12月15日より後に開始する事業年度および当該年度に含まれる期中報告期間より前の期間には適用されません。また、FASBは、企業は事業年度の期首時点で当該ガイダンスを適用すべきであり、期中報告期間に当該ガイダンスを適用することは認められないと規定しました。

注:様々な転換可能な金融商品および企業自身の株式で潜在的に決済される独立金融商品に関する本資料の解説は、これらの金融商品が会計基準コード化体系(ASC)480「負債と資本の区分」の範囲に含まれないことを前提としています。ASC480の適用範囲および適用ガイダンスは、ASU2020-06によって大幅な修正は行われていません。ASC480の適用に関する情報は、PwC会計ガイド「金融取引」の第5章をご参照ください。

転換可能金融商品

ASU2020-06による重要な変更の1つは、転換社債および転換優先株式の会計処理に用いられる現行モデルの多くを廃止することにより、転換社債の会計処理の枠組みが簡素化されたことです。FASBは、特定のモデルを廃止することにより、転換社債の会計処理が簡素化され、財務諸表利用者に提供される情報の目的適合性が向上すると結論づけました。

現在、転換可能証券の会計フレームワークの下では、発行された転換社債について、異なる当初(場合によっては事後)認識および測定の要求事項による複数の会計モデルが存在します。これらには、以下が含まれます。

- 公正価値オプション
- 区分処理されるデリバティブのモデル
- 現金転換モデル
- 有益な転換特性モデル
- 相当のプレミアムのモデル
- 「伝統的な」転換可能証券モデル

これらのモデルのうちのいくつかは、資本に分類された転換優先株式にも適用されます。

ASUは、現金転換および有益な転換特性モデルを廃止しています。その他のモデル、およびASC825における適格な金融商品について公正価値オプションを適用できる選択については維持しています。現金転換モデルおよび有益な転換特性モデルの廃止により、公正価値オプションに適格となる金融商品が増えることとなります。

このような変更の結果、貸借対照表上で単一の勘定科目として報告される転換可能金融商品の数が増えることとなります。現金転換モデルおよび有益な転換特性モデルを廃止することにより、負債および資本の会計処理単位間で入金額を配分する必要のある金融商品の数が減少し、その結果、ディスカウントで計上される負債が減少し、金利費用が減少することとなります。

この変更は、財務報告に重要な変化をもたらします。FASBは、広範囲にわたる審議の期間中に、全体的な会計フレームワークおよび会計モデルについて、解釈および適用が複雑であるというフィードバックを受けました。さらに、財務諸表利用者は、現金を伴わない金利費用に関する情報の価値を評価しておらず、分析の目的上、これらの金融商品を再結合して、独自の仮定を適用していると指摘しました。

モデルの廃止

現金転換モデル

現行の現金転換モデルは、発行された転換社債について、(1)転換オプションがASC815に基づき区分処理されるデリバティブとして別個に会計処理することが要求されておらず、かつ(2)転換要素により金融商品の全部または一部を現金および株式の組み合わせで決済することが容認または要求されている場合に適用されます。現在、公開事業会社が発行する転換社債のうち、このガイダンスの適用対象となる最も普及している2つの商品は、「金融商品C (Instrument C)」および「金融商品X (Instrument X)」と呼ばれています。

金融商品Cは、転換された場合、債務の元本は現金で決済しなければならない一方、転換スプレッドは発行者の選択により現金または株式で決済できる金融商品です。金融商品Xは、転換時に、発行者が発行者の選択により現金または株式の組み合わせで決済できる金融商品です。

現金転換モデルでは、持分部分(転換オプション)を負債部分から分離することを要求しており、それによって負債のディスカウントが生じ、ディスカウントは金融商品の予想存続期間にわたって金利費用を通じて償却されます。負債部分に配分される金額は、組込転換オプションが付されていない類似の負債性金融商品の公正価値に基づきます。入金額の残余额は、持分部分に配分されます。負債部分は負債として計上され、持分部分は資本(典型的には資本準備金)に計上されます。この会計モデルの意図は、転換オプションが付されていない社債を報告企業が発行した場合に発生したであろう費用と比較可能な金利費用を計上するというものです。

有益な転換特性モデル

現金転換モデルと同様に、有益な転換特性(BCF)モデルも区分処理のモデルです。BCFモデルは、約定日(典型的には発行日)に「イン・ザ・マネー」であり、かつ、ASC815におけるデリバティブのガイダンスに基づき区分して会計処理されない、非分離型の転換要素を有する転換社債および転換優先株式に適用されます。このモデルでは、有益な転換特性は、転換権の本源的価値に等しい、受領した入金額の一部を資本(一般的には資本剰余金)に配分することによって認識され、入金額の残額は負債として認識されます。現金転換モデルと同様に、この本源的価値の資本への配分は、社債または優先株式にディスカウントを生じさせます。

新しい転換社債のフレームワーク

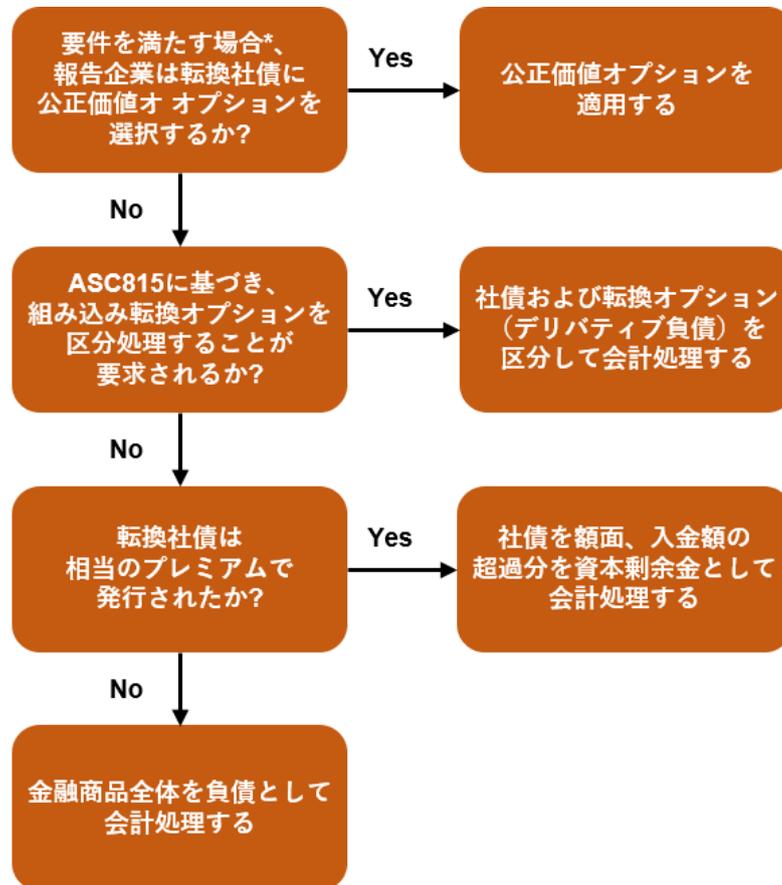
新しい転換社債のフレームワークでは、以下のように取り扱われます。

- 報告企業は、まずASC825-10に基づく公正価値オプションを選択するか否かを決定する。(注)相当のプレミアムを含む転換社債は公正価値オプションの要件を満たさない可能性がある。
- 公正価値オプションを選択しない場合、報告企業は、ASC815に基づき転換権を区分処理する必要があるかどうかを評価しなければならない。
- 区分処理する必要がない場合、報告企業は、転換社債が相当のプレミアムで発行されたかどうかを評価しなければならない。
- 公正価値オプションを選択せず、転換権を区分処理する必要がなく、転換社債が相当のプレミアムで発行されなかった場合、転換社債は、「伝統的な転換証券」モデルのもとで単一の勘定科目として会計処理されることになる。

図1は、新たな転換社債のフレームワークを適用する際の意味決定ツリーです。

図1

新たな転換社債のフレームワーク



* 相当のプレミアムで発行された転換社債は、公正価値オプシオンの適用要件を満たさない。

保持された会計モデル

ASC815: 区分処理されるデリバティブのモデル

報告企業は、依然として、転換要素がデリバティブの定義を満たしているかどうかを評価することが必要となります。定義を満たしている場合、現行基準の要求事項と整合的に、ASC815に基づき、区分処理することが要求されます。しかし、転換要素が「自己の株式」のデリバティブの適用除外についての要件を満たすかどうかの評価については、下記「自己の持分の契約」のセクションに記載されているとおり、ASU2020-06で修正されています。転換要素が区分処理される場合、転換オプションは公正価値で当初認識されます。入金額の残余は、主契約の債務に配分され、負債として計上されます。転換オプションの公正価値の事後的な変動は、現行では当期純損益で認識されます。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

ASC470-20: 相当のプレミアムのモデル

ASU2020-06は、相当のプレミアムで発行されている転換社債の会計処理を変更していません。(ASC815に基づき区分処理が要求される転換オプションを有しない)転換社債が相当のプレミアムで発行される場合、当該プレミアムは払込資本を表しているという推定が存在します。このような場合、転換社債は元本または額面金額で負債を認識することによって計上され、入金額の超過分は資本剰余金に計上されます。

伝統的な転換社債モデル

相当のプレミアムで発行されていない転換社債、またはASC815に基づき区分処理が要求されない組込転換要素付社債は、負債として会計処理され、発行による入金額のうち転換要素に帰属する部分はありません。しかし、転換社債が、転換負債証券に加えて、他の明示されていない権利または特権とともに発行された場合には、当初の入金額の一部は、他の該当する基準に従って、それらの権利または特権に配分されることになります。

金利費用は、実効金利法を用いて計算されます。しかし、転換オプションに入金額を当初配分しない場合、社債の割引率は低くなる可能性があります。これは、新しいフレームワークを適用することにより、計上される金利費用が減少する可能性があることを意味します。

全体を負債として会計処理している転換社債が、当初の転換条件に基づき、株式、現金または株式および現金の組み合わせに転換された場合、以下のように取り扱われます。

- 未償却のプレミアム、ディスカウント、または発行費用を含む転換社債の帳簿価額は、保有者に譲渡された現金(該当ある場合)により減額される。
- 残額は発行された株式を反映させるため資本勘定に認識される。
- 消滅による損益は認識されない。

これは、現金転換特性を有する転換社債および有益な転換特性を有する転換社債または転換優先株式に関する現行ガイダンスからの大幅な変更です。これらの金融商品の転換(当初の転換条件に基づくもの)に関する現行モデルでは、多くの場合、消滅による損益またはみなし配当が計上されます。

新しい転換優先株式のフレームワーク

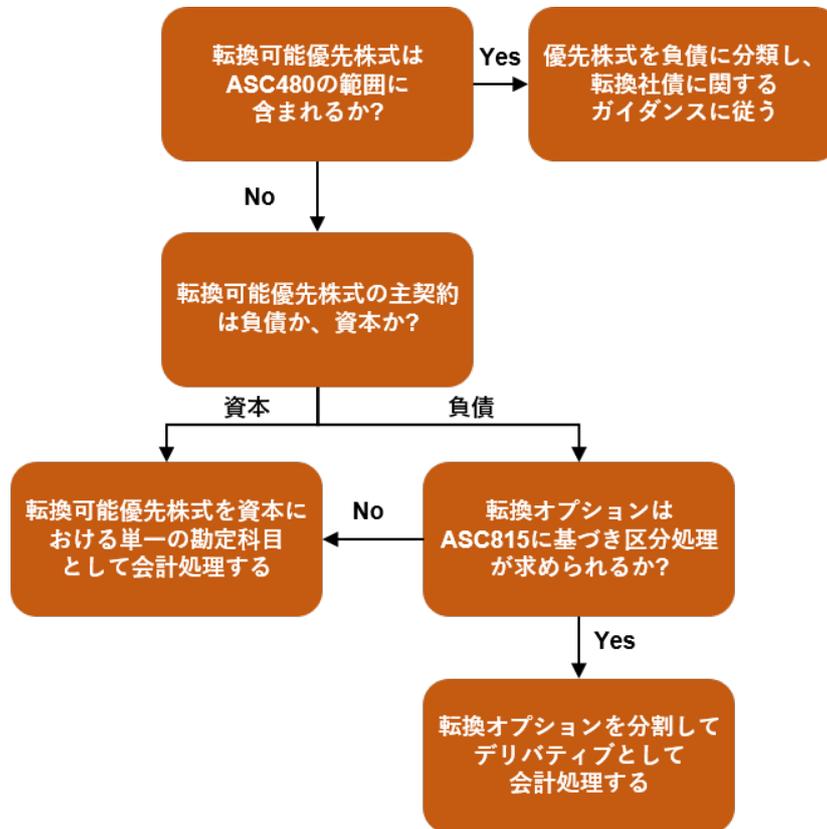
特定の優先株式の発行企業、特に、有益な転換特性を有する優先株式を発行している発行企業、およびダウン・ラウンドの特徴を含む優先株式を発行している発行企業は、ASU2020-06の影響を大きく受けることになります。ダウン・ラウンドの特徴は、発行企業が転換価額より低い金額で株式を売却した場合に、転換優先株式の転換価額を減額するものです。

転換社債と同様に、優先株式の会計処理に関する有益な転換特性モデルは廃止されました。

図2は、新しい転換優先株式のフレームワークを適用する際意思決定ツリーです。

図2

新しい転換優先株式のフレームワーク



ASU2017-11「1株当たり利益 (Topic 260)、負債と資本の区別 (Topic 460)、デリバティブ及びヘッジ (Topic 815)、(I) ダウン・ラウンドの特徴を有する特定の金融商品の会計処理 (II) 特定の非公開企業の強制償還可能金融商品および特定の強制償還可能非支配持分に対する適用除外の無期限の延期」は、転換優先株式の転換オプションを含め、金融商品が企業自身の株式を参照している (indexed) かどうかの検討からダウン・ラウンドの特徴を除外するため、ASC815-40を改訂しました。さらに、ASU2017-11は、ダウン・ラウンドが発動された場合にその影響の価値を計上するように報告企業に要求する規定から、転換優先株式を除外しました。転換優先株式が除外されたのは、ダウン・ラウンドの特徴も条件付きの有益な転換特性とみなされたためであり、有益な転換特性モデルに基づく会計上の認識が必要となります。

ASU2020-06は、転換優先株式と転換社債の両方の有益な転換特性モデルを廃止しているため、FASBは、転換優先株式については、ASU2017-11で導入された測定に関する規定を適用すべきであると決定しました。その結果、ダウン・ラウンドが発動された場合、の影響の価値は、利益剰余金 (および、EPSの目的上、一般株主に利用可能な利益) に対する費用として認識しなければなりません。

資本に分類された転換優先株式金融商品 (ASC815に基づき転換要素が区分処理されないと仮定した場合) のダウン・ラウンドの特徴の影響の価値は、ダウン・ラウンドが発動された直後に算定される以下の金額の差異となります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

- a 以前に定められた行使価格(すなわち、行使価格の引下げ前)に対応する行使価格(転換価額)を有する(ダウン・ラウンドの特徴が付されていない)転換優先株式の公正価値
- b ダウン・ラウンドの特徴の発動により引き下げられた行使価格に対応する行使価格を有する(ダウン・ラウンドの特徴が付されていない)転換優先株式の公正価値

転換社債は、依然として、ASU2017-11で導入された測定、すなわちダウン・ラウンドの特徴が発動された場合にその影響の価値を計上することを報告企業に要求する規定の適用から除外されています。ASC825は、転換社債の発行企業に対して、転換社債の公正価値を転換負債金融商品のレベルで開示することを義務付けているため、FASBはこれらの条項から転換社債を除外することを決定しました。FASBは、こうした情報は、財務諸表利用者が分析を行うのに十分であると結論付けました。

報酬として発行される転換可能金融商品

ASU2020-06は、財またはサービスと交換に、株式に基づく報酬として発行される転換可能金融商品に関連するASC718「報酬-株式報酬」のガイダンスを修正しています。現在、転換可能金融商品の形式による報酬は、権利確定日までASC718に基づき当初の会計処理が行われ、付与日における公正価値を権利確定期間にわたり報酬費用として認識します。権利確定時に、報酬は、権利確定日現在における有益な転換特性の潜在的な測定または組込デリバティブの区分処理を含む、その他のガイダンス(ASC470またはASC815など)の適用対象になります。

ASU2020-06の適用に伴い、転換可能金融商品の形式による株式に基づく報酬は、引き続き、金融商品の存続期間を通じてASC718の認識および測定に関するガイダンスの対象となります(また、他の適用可能な基準に基づく再評価は行われません)。ただし、報酬の権利確定後に報酬の条件を変更し、財またはサービスの提供を行わなくなる(または、従業員もしくは顧客でなくなる)場合を除きます。

自己の持分の契約

多くの場合、独立金融商品(例えば、ワラント)および他の契約に組み込まれた要素は、デリバティブの定義を満たします。デリバティブ(区分処理が要求される組込デリバティブを含む)は、公正価値で計上され、公正価値の変動は損益を通じて計上されます(ヘッジ会計の要件を満たす場合を除く)。ただし、ASC815-10-15-74には、次の両方の契約の適用除外が含まれています。

- 1 企業自身の株式への参照(「参照要件」)
- 2 資本への分類(「決済要件」)

この適用除外の要件を満たす場合、金融商品はデリバティブとしての会計処理を回避できます。これは、一般に「自己の株式」の適用除外として知られています。この適用除外は、主契約と明らかに密接に関連しない組込デリバティブ(例えば、転換社債における転換オプション)にも適用されます。

デリバティブの定義を満たさないが、潜在的に企業自身の株式を参照する、または企業自身の株式で決済される可能性のある独立金融商品は、ASC815-40のガイダンスを用いて分析を行い、当該契約を資産または負債として区分すべきかどうかの判定を行わなければなりません。

両方の要件が満たされない場合、独立金融商品は資産または負債として認識する、または(デリバティブの定義を満たし、かつ、主契約と明らかに密接に関連していない)組込要

素を主契約から分離して、損益を通じた公正価値で会計処理しなければなりません。

契約または組込要素が「自己の株式」の適用除外に適格であるかどうか、および/または、資本に分類されることに適格であるかどうかの決定に関する現行モデルは、ルールベースで内容に首尾一貫性がなく、形式優先の会計上の結論をもたらすと批判されてきました。FASBは、参照要件の見直しを別個のプロジェクトに移すことを選択し、ASU2020-06は、ASC815-40の決済要件に対応したものとなっています。

ASC480の適用範囲およびガイダンスは、ASU2020-06によって大幅な修正は行われていません。株式転換金融商品モデルについては、PwC会計ガイドの第5章「ファイナンス取引」をご参照ください。

決済要件の変更

ASC815における「自己の株式」の決済要件の適用除外の背後にある最も重要な理論は、発行企業の統制の及ばない純額現金決済を要求する(または潜在的に要求する)契約、または、契約相手方の権利が株主の権利を上回る契約は、資本性金融商品ではない(したがって、資産または負債である)というものです。発行企業が一方的に株式で決済できる契約のみが、資本性金融商品の要件を満たします。現行ガイダンスには、決済要件を充足させるために契約が満たさなければならない要件が存在します。ASU2020-06は、以下のとおり、これらの要件のうち3つを削除し、残りの要件のうち1つを明確化しています。

1. 未登録株式での決済が認められている一要件を削除

現行モデルでは、未登録株式での契約の決済が認められていることを発行企業が実証できない場合、金融商品/要素は決済要件を満たしません。この要件を評価するためには、契約条件、ならびに関連するすべての法律(証券法を含みます)および規則を十分に理解する必要があります。その結果、この要件の評価には、多くの場合、法律専門家による評価が必要となります。これはコストのかかる分析となる可能性があり、また、多くの場合、未登録株式の引き渡しを要求する状況が発生する可能性はほとんどないと考えられることから、経済的価値は僅かであると認識されています。

ASU2020-06は、この要件を削除し、登録株式を引き渡す要求事項は、それ自体では、登録株式が入手可能でない場合に企業が現金で決済しなければならないと契約書に明示的に記載されている場合を除き、企業が株式を引き渡す能力を有していないことを意味するものではないことを明確化しています。

この規定の削除は、証券法の適用除外が可能であるかどうかの判定に法的評価を得る必要性を排除することにより、金融商品が登録または未登録で発行される場合の財務諸表作成者および監査人の負担を軽減します。

2. 契約相手方の権利が株主の権利を上回らない一要件を削除

現行ガイダンスでは、契約の条項により、契約相手方が契約の基礎となる株式の株主の権利よりも高い権利を有していることが示されている場合、金融商品/要素は決済要件を満たしません。

ASU2020-06は、この要件を削除し、株主の権利を上回る契約相手方の権利を付与する条項は、決済要件の充足を妨げないと明示的に規定しています。FASBは、この要件は契約の決済には関係しないと結論づけ、ガイダンスにおいて株主の権利が定義されていないため、この条件の適用は困難であると指摘しました。

3. 担保が要求されていない—要件を削除

現行ガイダンスでは、担保を差し入れる要求は資本の概念と整合的でないという前提のもとで、いつでも、またはいかなる理由でも、(契約の基礎となる企業の株式以外の)担保を差し入れる契約の要求事項が存在している場合、金融商品/要素は決済要件を満たしません。

今回の修正では、この要件を削除し、企業に担保を差し入れることを要求する条項は決済要件の充足を妨げないと明確に規定しています。FASBは、担保の性質として返還される可能性があり、契約の現金決済とはみなすべきではないと結論づけました。

4. 適時にファイリングしない場合の現金支払は要求されていない—要件を修正

ASU2020-06は、企業がSECに適時にファイリングしない場合の関係する違約金の支払は、契約の決済をもたらさないため、決済要件の充足を妨げないことを明確にしています。

PwCは、自己の株式のワラント、転換可能商品、その他のデリバティブの発行企業は、これらの変更が有用であると認識し、公正価値で計上され、公正価値の変動が純損益に計上される独立金融商品や組込デリバティブの数が減少する結果になると予想しています。また、発行企業の会計処理に影響を与えずに、発行企業に追加的な権利を認めることになるため、当該契約の投資者および契約相手方もこのような変化を有益と考えると見込んでいます。

企業は、これらの規定により、資産または負債に分類または区分されたすべての契約および組込要素を見直す必要があります。場合によっては、契約を資産または負債として分類もしくは区分することを要求するその他の検討事項がないことを確認するために、より強固な分析を行うことが必要となる可能性があります。例えば、契約または組込要素が、将来のある時点で担保を差し入れることを要求する条項によってこれまで負債として分類されていた場合、企業による見直しでは、資産または負債の分類または区分を要求するその他の参照または決済要素がないことを確かめる必要があります。

事後測定の変更

デリバティブの定義を満たさないが、潜在的に企業自身の株式を参照する、および/または企業自身の株式で決済される独立金融商品が自己の株式の例外における参照要件を満たさない場合、そのような金融商品は資産または負債に計上しなければなりません。

当該金融商品が参照要件を満たしているが、決済要件を満たさないために資産または負債として計上することが要求されている場合、ASC815-40-35-4は、当該金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動を当期純損益に計上することを要求しています。しかし、現行ガイダンスでは、参照要件を満たさないために資産または負債として計上することを要求する契約について、事後測定の要求事項の規定はありません。その結果、実務上、ばらつきが存在します。一部の報告企業は、このような契約を公正価値で計上し、米国会計基準の他の基準に基づき、または類推することにより、公正価値の変動を当期純損益に計上することが要求されると考えています。また、その他の会計モデルが適切であると考えられる報告企業もあります。

ASU2020-06は、ASC815-40-35-4の事後測定のガイダンスの範囲を拡大するものです。その結果、参照要件(ASC815-40-15)または決済要件(ASC815-40-25)の適用要件を満たさないために資産または負債のいずれかに計上することが要求されている、潜在的に自己の株式を参照している、および/または、自己の株式で潜在的に決済される契約は、たとえASC815の下でのデリバティブの定義を満たさない場合であっても、公正価値で計上し、公正価値の変動を純損益に計上しなければなりません。これは、デリバティブ金融商品および非デリバティブ金融商品に関するガイダンスと実質的に整合するものです。

契約の再評価

現行ガイダンスでは、企業の自己の株式で潜在的に決済される契約の分類は、各貸借対照表日、または期中の事象の結果として、再評価する必要があります。このガイダンスは、独立金融商品についての記載ですが、これまで、組込要素にも適用されると解釈されてきました。ASU2020-06は、ASC815-40-35のガイダンスは、独立金融商品および組込要素の両方に適用可能であることを明確にしています。

また、ASU2020-06は、「再分類」が要求されている組込デリバティブの取扱いについても明確化しています。「自己の株式」の適用除外の要件を満たさない組込デリバティブについては、区分処理する必要があります。区分処理されたデリバティブの当初の帳簿価額は、再分類が要求された日現在の公正価値となります。これにより、主契約にディスカウントが生じ、その後、金利費用が計上されます。区分処理されたデリバティブの公正価値の事後的な変動は、当期純損益に計上されます。

デリバティブの定義を満たし、当初に「自己の株式」の適用除外の要件を当初に満たしていなかった組込デリバティブ（したがって、区分処理され、公正価値で計上されて公正価値の変動を当期純損益に計上していたデリバティブ）は、「再結合」されません。過去に区分処理されたデリバティブは、「再分類」の日まで公正価値で評価され、その後、資産または負債から当時の公正価値で資本に振り替えられます。

1株当たり当期純利益

ASU2020-06で行われた重要な変更の1つは、金融商品が企業の選択により現金または株式で決済できる場合には、企業は株式決済を行うと仮定する必要があるということです。多くの場合、この変更によって企業の過去の実務または実質的に規定された方針により、株式決済の推定の反証が認められる可能性のあった現行ガイダンスと比較して、報告される希薄化後EPSが少なくなる結果となります。これは、現金決済または株式決済が生じる可能性のある転換可能金融商品および独立契約の両方に適用されません。

また、ASU2020-06は、金融商品の行使価格が企業の株価に基づいて変動する、または企業の株価の変動が金融商品の決済に使用される株式数に影響を与える可能性がある場合、当該期間の平均市場価格を希薄化後EPSの分母の計算に用いるべきであると規定しています。

最後に、企業は、潜在的に希薄化効果のあるすべての有価証券の年初来の加重平均株式数を計算する際に、各四半期からの加重平均株式数を使用しなければなりません。この修正は、ASC260「1株当たり利益」における内部的な不整合に対する技術的な修正です。

転換可能金融商品への影響

金融商品X

発行企業の選択により現金または株式の任意の組み合わせで決済される可能性のある転換社債（金融商品Xと呼ばれる）の場合、現行ガイダンスにおいて希薄化後EPSを計算する際に使用されるデフォルトの方法は、ASC260-10-45-40に記載されている「転換仮定方式（if-converted method）」です。転換仮定方式の下で、希薄化後EPSの計算の分母は、転換時に発行可能な普通株式の総数を反映するように調整されますが、分子は、当期の金利費用（税引後）を加算するように調整されます。ここで、契約が株式決済されるという反証可能な推定があります。しかし、現行ガイダンスでは、契約の一部または全部が現金で支払われると考えるに足る合理的な基礎を提供する過去の慣行また

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

は実質的な規定の方針がある場合、企業は、この推定を覆して、現金決済が行われると仮定することが認められています。また、この推定を覆す際に、企業は、金融商品を現金で決済する能力および意思を考慮しなければなりません。一般的には、反証可能な推定を覆すことのできる企業は、元本を現金で支払い、転換スプレッド・バリューを株式で支払うことにより、金融商品を決済する意図があると主張します。このような状況において、希薄化後EPSの計算は、後述する金融商品Cと同じになります。

ASU2020-06は、株式決済の推定を覆す企業の選択を削除するものです。その結果、金融商品Xの発行企業は、希薄化後EPSの計算に、後述する純額株式決済方式(自己株式型)よりも希薄化効果の高い転換仮定方式を使用しなければなりません。

金融商品C

現行ガイダンスの下で、債務の元本金額を転換時に現金で支払わなければならない、かつ転換オプションの本源的価値(「転換スプレッド・バリュー」)を発行企業の選択により現金または株式で支払うことができる転換社債(以下「金融商品C」という)については、純額株式決済方式(または自己株式型)を用いて希薄化後EPSの計算を行います。この方法は、以下のとおりです。

- 転換社債の金利費用について希薄化後EPS計算の分子は修正しない(すなわち、加算されない)
- 分母に含まれる株式数は、金融商品の「転換スプレッド・バリュー」を株価で割ることによって決定される。

現行ガイダンスは、どの株価を使うべきかを明示していません。実務上は、報告期間中の平均株価または期末株価のいずれかを用いています。定式的に算定する場合(例えば、10日間の実績平均)、多くの財務諸表作成者は、分母に含める株式数を決定するために、適用可能である算式で特定された価格を用いることを好みます。

ASU2020-06は、すべての転換社債の希薄化後EPSを計算する際に、転換仮定方式を用いなければならないと規定しています。しかし、ASUIは、転換時に元本を現金で支払わなければならない、転換スプレッドについては発行企業の選択により現金または株式で支払うことができる金融商品(すなわち、金融商品C)の計算については、引き続き、前述の純額株式決済方式と同様であると定義しています。ASUIは、転換スプレッドの分母に含める株式数は当期の期中平均株価を用いて算定すべきであると規定しているため、期末株価を用いるという選択は削除されています。既存の実務と同様に、これらの金融商品の希薄化後EPSを計算する際に、金利を分子に加算すべきではありません。

他の金融商品への影響

株式決済の推定を覆すことのできる選択の削除は、転換証券だけでなく現金または株式で決済できる他のほとんどの契約(オプション、ワラント、先渡契約など)にも影響を与えます。ASU2020-06は、その影響に希薄化効果があることを前提に、すべてのケースにおいて潜在的に発行可能な株式を希薄化後EPSの計算に含めることを要求しています。ASU2020-06は、金融商品が希薄化後EPSの目的上で仮定している取扱いと会計目的上の分類が異なっている場合の希薄化後EPSの分子の調整に関する規定について、対応する変更を行っています。

FASBは、企業の選択により現金または株式で決済できる特定の株式に基づく報酬に関する例外規定を設けており、企業は、現金で決済するという過去の実務慣行がある場合、ASC718に従って実質的に負債に分類される報酬であると判定します。このような報酬について、ASU2020-06は、過去の経験または規定された方針が、契約の一部または全部を現金で支払うと結論づける合理的な基礎を提供する場合には、引き続き契約は株式で決済されるという推定を認めています。

ASU2020-06における全般的な結論とは一致しませんが、FASBは、株式に基づく報酬は本プロジェクトの範囲に含まれないと「結論の根拠」に示しており、したがってFASBは、これらの取決めの会計処理またはEPSの取扱いを変更しないことを選択しました。

ASU2020-06で要求されている開示

FASBは、財務諸表の利用者が、転換可能金融商品および自己の株式による契約に関する既存の開示要求は概ね十分であると指摘しており、その結果、実質的な修正を必要としないと結論づけました。しかし、FASBは、開示によって、財務諸表利用者には、(a) 金融商品の条件および要素に関する情報、(b) 金融商品が財政状態計算書および財務業績計算書においてどのように報告されてきたかに関する理解、ならびに、(c) 将来のキャッシュフローの金額または時期に影響を与え得る事象、条件および状況に関する情報を提供すべきであると考えています。

以下は、ASU2020-06によって加えられた追加の開示項目です。

転換可能金融商品

- **関連する権利および特権**

報告企業は、発行済みの転換可能な各金融商品に関連する権利および特権について説明する必要があります。ASC470-20-50-1BおよびASC505-10-50-13は、転換社債および転換優先株式のそれぞれの要求事項のリスト(すべてを網羅しているわけではありません)を提供しています。これらの要求事項には、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

- 主要な条件(例えば、元本および表面利率、発行株式数、額面、配当など)
- 転換または行使価格もしくは利率、および当該金融商品が潜在的に転換可能である株式数
- 関連する日付(例えば、転換日や満期日など)
- 転換権を支配する当事者
- 転換時の決済方法および現金、株式、または現金および株式の組み合わせなどのあらゆる代替的な決済方法
- 転換または行使価格、発行する株式数、その他の転換権および当該権利の時期を変更することができる条項(標準的な希薄化防止条項を除く)
- 該当する場合、残余財産優先分配請求権および通常ではない議決権。また、転換優先株式については、ASC505-10-50-4において、額面または表示価額を大幅に上回る非自発的な清算の優先権が存在する場合には、財政状態計算書の資本のセクションに開示することを要求されている。

- **条件付き転換可能金融商品および調整される転換比率**

企業は、転換の条件が満たされる、または転換条件が変更される原因が生じる可能性のある事象もしくは状況についての情報を開示しなければなりません。さらに、転換された場合に発行される株式は希薄化後EPSに含まれるかどうか、および希薄化後EPSに含まれるまたは含まれない理由についての情報を開示する必要があります。条件となる事象の性質および転換の潜在的な影響を理解するのに役立つその他の情報も開示しなければなりません。ASC470-20-50-1Cおよび505-10-50-14を参照ください。

- **財政状態計算書日現在の追加開示**

企業は、転換価格または行使価格の変更(標準的な逆希薄化条項による変更を除く)、転換の条件が満たされる、または転換条件が大幅に変更される原因が生じる事象もしくは状況の変化、および期中に発生した転換、行使または必要条件の充足により発行された株式数を開示しなければなりません。さらに、転換社債について、直近の財政状態計算書日の翌5年間の各年度の満期および減債基金に関するASC470-10-50-1における要求事項は引き続き適用されます。ASC470-20-50-1EおよびASC505-10-50-16を参照ください。

- **デリバティブに関する開示**

ASC815の開示は、ASC470またはASC505の要求事項に加えて、デリバティブとして会計処理される転換証券の転換オプションについて要求されます。ASC470-20-50-1GおよびASC505-10-50-17を参照ください。

さらに、デリバティブ取引が資産、負債または資本性金融商品として会計処理されているか否かにかかわらず、報告企業は、転換証券の発行に関連して締結されたデリバティブ取引に関する以下の情報を開示しなければなりません。

- デリバティブ取引の条件(決済条件を含む)
- デリバティブ取引が転換証券とどのように関係しているか
- デリバティブ取引の原資産となる株式数
- デリバティブ取引を締結する理由

転換社債のみ

- **財政状態計算書が表示される各日現在のそれぞれの商品について**

報告企業は、未償却のプレミアム、ディスカウントまたは発行費用、および、該当する場合には、払込資本に計上されたプレミアムの金額ならびに帳簿価額の純額を開示しなければなりません。

公開企業は、ASC825に従い、金融商品全体の公正価値および公正価値ヒエラルキーのレベルを開示しなければなりません。ASU2020-06は、既存の公正価値の開示を、総計ではなく、個々の転換負債性金融商品のレベルで提供することを要求しています。

- **金利費用**

企業は、財務業績計算書が表示される各期間について、当該期間の実効金利および認識される利息の額を、契約上の金利費用、プレミアム、ディスカウントまたは発行費用の償却額に区分して開示しなければなりません。

- **公正価値オプション**

公正価値オプションを適用して公正価値で測定される転換負債性金融商品を有する報告企業は、ASC820-10、ASC825-10およびASC470-20に従った開示を提供しなければなりません。ASC470-20-50-1Hを参照ください。

転換優先株式のみ

- **宣言された配当金**

報告企業は、ASC505-10-50-5で要求されている既存の開示に加えて、財務業績計算書が表示される各期に宣言された配当金の金額を開示しなければなりません。

企業自身の持分の契約

- **開示要求の範囲**

ASC815-40-50の適用範囲として、契約がASC815-40-15(参照要件)およびASC815-40-25(決済要件)の要件を満たすかどうかにかかわらず、独立金融商品のように適用されるように修正されました。FASBは、その範囲が以前は不明確であり、利害関係者が開示要求の適用可能性を理解するために明確化が必要であると考えていました。

また、修正後のガイダンスでは、ASC815-40の規定に基づき資本に分類された契約は、ASC815-40-50-5に記載されているものを除き、ASC505-10-50で要求される資本の開示の提供を求められないと規定しています。

- **資本構成に関する開示との相互作用**

ASU2020-06は、ASC815-40-50-5(d)における既存の開示要求で求められている詳細について明確にしています。具体的には、それぞれの代替的な決済において支払われる金額または発行される株式数、それらの公正価値、および発行企業の株式の公正価値の変動が決済金額にどのような影響を与えるかについての開示を要求しています。

ASU2020-06の発効日および経過措置

ASU2020-06は、SECファイリング企業の定義を満たす公開事業会社(SECが定義する小規模報告企業の要件を満たす企業を除く)について、2021年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。その他のすべての企業について、当該修正は、2023年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。

早期適用は認められていますが、2020年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間以降に適用されます。企業は、期中報告期間に当該ガイダンスを適用することは認められていません。例えば、12月決算の公開事業会社(小規模報告企業を除く)がASU2020-06の早期適用を希望する場合、2021年第1四半期の期首時点で新たなガイダンスを適用しなければならず、それ以外の場合、2022年の期首時点で要求されるスケジュールで適用しなければなりません。

まだASU2017-11を適用していない企業は、2019年12月15日より後に開始する事業年度に、ダウン・ラウンドの特徴を含む転換証券に関する修正を早期適用することができます。

ASUは、以下の2つの方法のうちいずれかを用いて適用することを要求しています。

- 適用年度の期首時点の金融商品残高に対して**修正遡及ベースで適用**し、適用開始日に認識した適用の累積的影響額は、利益剰余金の期首残高の修正を通じて認識する。EPSの金額は、表示されている過去の期間について修正再表示しない。
- ASC250における会計上の変更に関するガイダンスに従い、表示された各過年度の報告期間について、最初の比較報告期間の期首時点における金融商品残高に対して**遡及ベースで適用**する。この方法では、過去のすべての期間のEPSを修正再表示しなければならない。

また、ASUは、ASU2020-06を適用した結果、ASC825-10の範囲に含まれ、負債に分類された転換可能証券に対して、ASC825-10の公正価値オプションを適用することを認めています。公正価値オプションを選択した影響は、企業がASU2020-06を適用した最初の報告期間の期首時点の利益剰余金の期首残高の累積的影響額の修正を通じて反

映されることとなります。

ASU2020-06 の「結論の根拠」の中で、FASB は、ASU2020-06 の適用における特定の金融商品に対するガイダンスの影響についての要約を示しました。

BC129項 以下の表は、一般的なシナリオにおいて経過措置をどのように適用すべきかの例を示している。

金融商品の種類および 現行基準による分類	ガイダンスの影響 (現行基準では適用除外の要件を満たさないが 修正によって要件を満たす場合)
独立金融商品は負債に分類される。	資本に振り替えて、金融商品のベーススは当初測定時の価値に調整する。
組込要素は負債として分類され、主契約は負債として分類される。	金融商品を単一の負債性金融商品に再結合する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。 これには、実効金利の再計算およびディスカウント(またはプレミアム)の償却が含まれる。
組込条項は負債として分類され、主契約は資本に分類される。	金融商品を単一の資本性金融商品に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。
複数の組込要素が主契約から区分され、負債に分類される(主契約は資本に分類される)。	金融商品を単一の資本性金融商品(ガイダンスの影響を受けない条項を除く)に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。
複数の組込要素が主契約から区分され、負債に分類される(主契約は負債に分類される)。	金融商品を単一の負債性金融商品(本ガイダンスの影響を受けない条項を除く)に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。これには、実効金利の再計算およびディスカウント(またはプレミアム)の償却が含まれる。
社債は分離型のワラント付きで発行される。	負債とワラントの間の初日(Day 1)の配分を再計算する。当初の公正価値の比率に基づいてワラントを資本に振り替える。負債のベーススを再計算する。これには、実効金利の再計算およびディスカウント(またはプレミアム)の償却が含まれる。

BC130 上記の表に記載されたベースス・アジャストメントの影響は、ASC815-40-65-1(b)の移行の要求事項に従って認識されることになる。

© 2020 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。